

TEPCO

長期契約割引

(中部エリア)

令和元年10月1日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

料金その他の供給条件の内容

長期契約割引（中部エリア）

1 対象となるお客さま

電気需給約款 [低圧]（以下「需給約款」といいます。）の適用を受け、1 需要場所において、スタンダードプラン（中部エリア）のスタンダードS（中部エリア）、スタンダードL（中部エリア）またはスタンダードX（中部エリア）のうち1 契約種別と動力プラン（中部エリア）とをあわせて契約し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

2 供給条件の変更

- (1) 当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、この供給条件を変更することがあります。この場合、変更後の供給条件の実施期日以後の料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によります。
- (2) 当該一般送配電事業者（愛知県、岐阜県〔一部を除きます。〕、三重県〔一部を除きます。〕、静岡県〔富士川以西〕および長野県を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）が定める託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この供給条件を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、民法第548条の4の規定にもとづき、この供給条件を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、変更後の供給条件の実施期日以後の料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によります。
- (3) 当社は、この供給条件を変更する場合、変更後の供給条件の実施期日までに相当な予告期間において、変更後の供給条件の内容を電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。
- (4) 電気事業法施行規則第3条の12第1項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。

3 契約の成立および契約期間

- (1) 長期契約割引は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、長期契約割引が成立した日から、料金適用開始の日以降2年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、長期契約割引は、契約期間満了後も2年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、原則として継続後の契約期間のみをお客さまにお知らせいたします。

ハ 当社は、長期契約割引を終了する場合、契約終了の6ヶ月前までにあらかじめお客さまにお知らせのうえ、契約を終了することがあります。

4 料金の適用開始の時期

料金適用開始の日は、計量期間等の始期とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

5 料 金

各月の料金は、スタンダードS（中部エリア）、スタンダードL（中部エリア）、スタンダードX（中部エリア）または動力プラン（中部エリア）によって料金として算定された金額から次によって算定された長期契約割引額を差し引いたものといたします。

なお、長期契約割引額の単位は、1円とし、その端数は、切り上げます。

(1) スタンダードS (中部エリア)

| | |
|------------|---------|
| 契約電流10アンペア | 55円00銭 |
| 契約電流15アンペア | 82円50銭 |
| 契約電流20アンペア | 110円00銭 |
| 契約電流30アンペア | 165円00銭 |
| 契約電流40アンペア | 220円00銭 |
| 契約電流50アンペア | 275円00銭 |
| 契約電流60アンペア | 330円00銭 |

(2) スタンダードL (中部エリア)

| | |
|-------------------|--------|
| 契約容量1キロボルトアンペアにつき | 55円00銭 |
|-------------------|--------|

(3) スタンダードX (中部エリア) および動力プラン (中部エリア)

| | |
|---------------|--------|
| 契約電力1キロワットにつき | 55円00銭 |
|---------------|--------|

ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の長期契約割引額は、契約電力が1キロワットの場合の長期契約割引額の半額といたします。

6 長期契約割引の消滅

- (1) お客さまが長期契約割引を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

なお、この場合には、廃止期日は、電気の需給契約が消滅する場合および契約種別を変更される場合を除き、通知日以降の計量期間等の始期としていただきます。

- (2) 長期契約割引は、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。ただし、電気の需給契約が消滅する場合または契約種別を変更される場合は、電気の需給契約が消滅した日または変更後の契約種別の料金適用

開始の日に長期契約割引が消滅したものといたします。

(3) 当社は、次の場合には、長期契約割引を解約することがあります。

イ 需給約款31（解約等）(1)に準ずる場合

ロ お客さまが契約期間満了に先立ってスタンダードS（中部エリア）、スタンダードL（中部エリア）、スタンダードX（中部エリア）または動力プラン（中部エリア）として電気の供給を受ける需要の電気の需給契約を廃止され、もしくは契約種別を変更される場合または需給約款31（解約等）(1)に準じて当該需給契約を解約する場合

7 期中解約金

(1) お客さまが契約期間満了に先だって長期契約割引を廃止しようとする場合または需給約款31（解約等）により当社が長期契約割引を解約する場合には、当社は、(2)に定める期中解約金を申し受けます。ただし、移転により需給契約が廃止となる場合等は、この限りではありません。この場合、期中解約金は、長期契約割引の消滅日の前日を含む料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせて支払っていただきます。

(2) 期中解約金は、長期契約割引の消滅日における契約電流、契約容量または契約電力に応じて次のとおりとし、スタンダードS（中部エリア）、スタンダードL（中部エリア）、スタンダードX（中部エリア）または動力プラン（中部エリア）として電気の供給を受ける需要の電気の需給契約ごとに算定いたします。

イ 契約電流が60アンペア以下の場合、契約容量が9キロボルトアンペア以下の場合または契約電力が9キロワット以下の場合

| | |
|-------------|-----------|
| 1 契 約 に つ き | 5,000円00銭 |
|-------------|-----------|

ロ 契約容量が9キロボルトアンペアをこえ19キロボルトアンペア以下の場合または契約電力が9キロワットをこえ19キロワット以下の場合

| | |
|-------------|------------|
| 1 契 約 に つ き | 10,000円00銭 |
|-------------|------------|

ハ 契約容量が19キロボルトアンペアをこえ29キロボルトアンペア以下の
場合または契約電力が19キロワットをこえ29キロワット以下の場合

| | |
|-------------|------------|
| 1 契 約 に つ き | 15,000円00銭 |
|-------------|------------|

ニ 契約容量が29キロボルトアンペアをこえ39キロボルトアンペア以下の
場合または契約電力が29キロワットをこえ39キロワット以下の場合

| | |
|-------------|------------|
| 1 契 約 に つ き | 20,000円00銭 |
|-------------|------------|

ホ 契約容量が39キロボルトアンペアをこえる場合または契約電力が39キ
ロワットをこえる場合

| | |
|-------------|------------|
| 1 契 約 に つ き | 25,000円00銭 |
|-------------|------------|

- (3) 契約期間満了の日の前々月の応当日（契約期間満了の日に対応する日を
いいます。）以降にお客さまが長期契約割引を廃止される場合または当社が
長期契約割引を解約する場合は、(1)にかかわらず、当社は、期中解約金を
申し受けません。

8 そ の 他

- (1) 長期契約割引額の日割計算は、基本料金を日割りする場合に準ずるもの
といたします。
- (2) その他の事項については、需給約款またはスタンダードプラン（中部エ
リア）もしくは動力プラン（中部エリア）に定めるところによるものとい
たします。

附 則

1 実 施 期 日

この供給条件は、令和元年10月1日から実施いたします。

2 消費税法の改正にともなう経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、令和元年9月30日以前から需給契約が継続し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（令和元年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における料金率については、5（料金）にかかわらず、次のとおりといたします。

(1) スタンダードS（中部エリア）

| | |
|------------|---------|
| 契約電流10アンペア | 54円00銭 |
| 契約電流15アンペア | 81円00銭 |
| 契約電流20アンペア | 108円00銭 |
| 契約電流30アンペア | 162円00銭 |
| 契約電流40アンペア | 216円00銭 |
| 契約電流50アンペア | 270円00銭 |
| 契約電流60アンペア | 324円00銭 |

(2) スタンダードL (中部エリア)

| | |
|-------------------|--------|
| 契約容量1キロボルトアンペアにつき | 54円00銭 |
|-------------------|--------|

(3) スタンダードX (中部エリア) および動力プラン (中部エリア)

| | |
|---------------|--------|
| 契約電力1キロワットにつき | 54円00銭 |
|---------------|--------|

3 供給条件の変更にかかわる取扱い

2 (供給条件の変更) (1), (2)および(3)は, 附則1 (実施期日)にかかわらず, 令和2年3月31日までの間, 次のとおりといたします。

- (1) 当社は, この供給条件を変更することがあります。この場合, 料金その他の供給条件は, 変更後の供給条件によります。
- (2) 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により, この供給条件を変更する必要がある場合, 当社は, 変更後の託送約款等または法令をふまえ, この供給条件を変更することがあります。この場合, 契約期間満了前であっても, 料金その他の供給条件は, 変更後の供給条件によります。